

令和8年3月定例会 一般質問 吉田弘明議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。(各議員からの「質問」(問)に該当する部分を黄色マーキングしております。

「人口減少問題から派生する諸問題について」

○吉田弘明 改めまして、皆さんこんにちは。

お昼過ぎの少し眠くなってくるタイミングでありますけども、しばらくご辛抱してお付き合いください。吉田弘明、一般質問を始めさせていただきます。

振り返ってみると、令和7年も早く、1年が過ぎそうになっておりまして、私にとっては大変有意義な1年でございました。多くの市民の声をダイレクトに聞く時間が本当に増えて、そこには必ず真実の意見が伝わってまいりました。まだまだ納得のいけるレベルには達していませんが、1年間、本当にあつという間でした。

また、市役所の職員の皆さんも、本当にいろいろお声をかけていただいて、また先ほどもありましたように今年度で最後を迎える皆さんには、改めましてこの場を借りて敬意を表したいと、このように思う次第であります。

今回、2つのポイントで質問をいたしていきます。

1つは、人口減少がもたらす、派生する諸問題という点と、2つ目は先ほどもありますが、改正道路交通法という点で話してまいります。

過去、私の一般質問については、やや風通しのよい組織づくりと、市長の矜持というふうな形で問うてまいりました。これは、SNSであったり、投書であったり、直接伺ったりということで、様々な嘆願もありました。声が多く上がっていましたので、そういう話をしてまいりましたし、さらには毎月のようにありました人事異動等々も懸念になっていたところですが、そろそろ落ち着いてきましたので、この議題にはいいかというところだったんですが、先日自己都合退職者の数を聞くと、やはりまだまだ看過できないなという気も正直しております。

ところで、理事者の皆さん、議員の皆さんもそうなんですが、静かな退職という言葉はご存じでしょうか。

静かな退職です。これは、従来の熱心な勤務姿勢を捨てて、自分の最低限の職務を果たすだけの生き方であって、職場環境や職場慣習に対する不満が高まって、そして自身の健康や私生活を守るためのバランスを取る、そんな働き方になってしまうということです。決して、これは望まれるものではありません。こういった人が増えると、おのずとほかのメンバーの仕事の負担が増えてくる。そして、不平不満、こういった疲労感が広がっていく。チームワークの劣化、組織体制の弱体化につながってまいります。少し香芝市役所でも広がっているのではないかと懸念をします。

こういう管理職、若手、元上級管理職の自己都合退職を見ると、これは枚挙にいとまがないということも言えます。さっきの数、自己都合退職の数でも明らかになるわけですけども、本題に入る前に、様々な形で転職されるのは、自分のキャリアアップで、ある意味、いいことじゃないかと。実は、私は決してそれを否定するものではなくて、私も4社ほど企業を変わっている中で、キャリアアップであったり、新たな挑戦というような前向きな変わり方であったので、それを否定するわけではありませんが、一方で数の多さということを考えると、やはり真剣に考えなきゃいけないんじゃないかなというふうに思います。

本題の質問に入る前に大変恐縮なんですけども、市長、もうすぐ4月から新しい8年度が始まるわけでありまして。この市役所の組織づくり、そして風通しのよい風土づくりに向けた意思確認というか、お気持ちを最初に聞かせていただいてから一般質問に入らせていただきたいと思うんですが、よろしく願いいたします。壇上からは以上です。

○市長 質問通告にはございませんが、議長から答えられるのであれば答えるようにということでございますので、令和8年度に向けましては、私が就任をさせていただきましてから2年目を迎える年度に当たります。この間、確かに自己都合退職者の数というのは、公務員の人材の流動性の高まりを受けて、本市におきましてそういった傾向が見られるというところにつきましては、先ほども答弁をさせていただいたとおりでございます。

また、これまでも吉田議員の質問にもお答えをさせていただいておりましたけれども、私も途中の退職ということ、すなわち新たなステップアップとして、本市を退職して新たな職場で挑戦をされるという前向きな転職につきましては、これは歓迎をしたいというふうにも思っているということについては、従前から申し上げてきたとおりでございます。むしろ本市で活躍した経験を生かして、より大きく、あるいは自分の希望にかなうような形で転職されるのであれば、それは望ましいと思いますし、今回多いというご指摘の人数の中には、私自身が退職の相談を受けて、そういったことであればぜひ退職、転職をして、もっと活躍を目指したほうがいいのかというような相談を受けたということもございます。そういった意味で、退職者が多いということがそれだけで問題であるかのような主張は、これは短絡的過ぎるというふうには思っております。

一方で、職場に対して不満を一定持たれて退職されるという方もいらっしゃるわけでございますので、その点はなるべく少なくするようにすることが望ましいというところは、私も考えてございます。

令和8年度に向けましては、そろそろ私の市政の在り方というところにつきましても、市職員の皆さんもご理解をいただきつつあるところでございます。やはり公務は市民から負託を受けて、預かって推進するものでございますので、これは前に進めていかなければいけません。その風潮にもしっかりとご理解をいただいた上で、今後も令和8年度は新たな年度として、新しい組織体制の下で市民の負託に応えるために職員一丸となって取り組んでいく、そのためにも風通しのよい職場環境をしっかりと整えと。また、労務環境をしっかりと改善をしていくべきところは改善をしていくと、こういった取組をしっかりと行って進め

てまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○吉田弘明 通告にない質問に対して、丁寧に答えていただきまして、ありがとうございます。恐らく皆さん、職員が聞いていらっしゃると思いますので、本当にいいスタートが切れるように祈っているところであります。

次に、まず人口減少の件で質問に入らせていただきます。

先ほど静かな退職という表現をいたしました。もう一つ、静かな有事という言葉があります。これは、ある新聞で載っていた言葉で、なるほどなと思ったわけです。これは、目に見える爆発的な危機ではなくて、気づかないうちに社会基盤をむしばんで、そして国家レベルの重大な影響をもたらす静かに進行する危機であると。まさに、少子化、人口減少、そして高齢化、地方の衰退、労働力人口の急減、社会保障制度の持続困難と、いろいろリスクはあるわけですが、そんな中で、令和8年2月現在、香芝は7万7,958人という数字が出ておりましたけれども、この経年の人口減少の動向が分かれば教えてください。

○市民環境部次長 年内のまず転入転出というところで申し上げますと、令和7年2月では転入転出がほぼ同数でございましたが、同年3月から同年5月までは転出超過となっております。同年3月の転出超過が最も多く、125人の転出超過でございました。

懸念ということでございますが、直近10年程度の転入転出の割合というものを確認いたしますと、平成29年度までは転入が転出を上回ってございましたが、平成30年度以降は転出が転入を上回っている状況でございます。

以上でございます。

○吉田弘明 ありがとうございます。

こういった止まらない人口減少について、どう考えていらっしゃるのか。そして、これに対する歯止め策というか、対応策というものはどういったものを講じてこられたのか、お教えてください。

○市長公室長 三橋市長の就任後におきまして、5つの政策を軸として、主に周辺地域からの流入による人口の増加を図り、子育て世代を中心に選ばれるまちとして発展していくこととしております。

具体的な取組といたしましては、令和6年9月に策定いたしました第一次香芝市都市計画再編基本方針に基づき、鉄道の主要駅周辺における再開発、人々の集う新たな商業施設の整備、マンション等の共同住宅の建設を促進するため、まずは近鉄大阪線五位堂駅周辺並びにJR和歌山線香芝駅及び近鉄下田駅周辺におきまして、令和7年12月22日に高度地区による建築物の高さの最高限度を含む都市計画による規制の緩和を実現したところでございます。

令和8年度におきましては、引き続き近鉄大阪線五位堂駅南側、近鉄大阪線二上駅周辺における都市計画の見直しを進め、居住施設や商業施設等の充実を図ることとしているところでございます。

その他、子育て世代の家計負担のための香芝市小中学校新入生標準服無償化事業、香芝市習い事・塾代助成事業等や高齢者世代の安全・安心な生活の保障のための地域公共交通運賃等助成事業、香芝市コミュニティバスの利便性の向上に向けた路線等の見直しなど、国家全体で見たときには人口が減少していく情勢ではございますが、本市としましては若者世代と高齢者世代、あらゆる世代が相互に支え合っていく活気あふれるまちづくりを推進していく方針でございます。

○吉田弘明 ありがとうございます。

ハード面、そしてソフト面でいろいろ講じてきたということ。そして、令和8年度の予算の中身を見ましても、様々なそういった人口が増える策というのかは分かりませんが、そういったまちの充実というところに投資をしているというところが伺えます。

ちなみに、令和7年の出生数は、どなたかが70万人とおっしゃいましたが、実質これは外国人が含まれているので、日本人でいうと68万人以下です。ですから、10年連続こういったことが起こってるということをご認識として持つほうがいいのかなと思っております。

一方で、これ分かればでいいんですが、婚姻数の経年の数字というのは捉えてらっしゃいますか。

○市民環境部次長 香芝市内に住所地がある、また本籍があるという方が香芝市のほうに婚姻届を出されます。婚姻届の推移でございますが、令和4年、歴年から申し上げますと、令和4年は303件、令和5年は301件、令和6年は289件、令和7年は250件というような推移でございます。

以上でございます。

○吉田弘明 私も調べたんですけども、全体では何となくこう、令和6年対比では1%増ということで、去年よりは上がってるんですけども、コロナ前には70万組、ちなみに去年は50万組ということで、非常に下がっているという認識です。ちなみに近畿で捉えると、大阪が5万5,000人、そして奈良が6,700人、滋賀県が9,000人ということで、奈良と滋賀はよく比較されるんですけども、滋賀県から見ると3,000人ぐらい少ないと。あと、京都が1万3,000、兵庫が3万人ということですから、かなり奈良は低いよということが言えるのではないかなというふうに思います。

東京では、18歳以下に1人5,000円支給したり、保育費の無償化というのはもう既にやっていたところで、こういったのが徐々に効いているのか、要は日本全国では出生率も東京と石川県のみが増えているというデータがあります。

婚姻数の増について、香芝市としてこれは何か策を投じたことはあるんでしょうか。

○市民環境部次長 具体的な策というのは、講じていない状況でございます。

以上でございます。

○吉田弘明 いろいろ、子ども真ん中政策とか、こういったことが本当に人口増につながるか、つながってほしいんですけども、親の満足度にはなるんですけども、それが母になるなら香芝、親になるなら香芝につながっていればいいんですけども。

続いて、人口移動という点で、特に今2月から5月ぐらいの春の時期において、人口移動についてはどのように捉えていらっしゃいますか。

○市民環境部次長 実際に調査をしたわけではございませんが、一般的には転職等のために転出される方が多いというふうに認識をしております。

以上でございます。

○吉田弘明 特に、3月、5月については、転出超過が多いというところは考えられるわけですが、特にその原因というのは就職、ほかに何かいろいろあれば教えてください。

○市民環境部次長 そのほかには、就職、就学というようなところがあるかというふうに思います。

以上でございます。

○吉田弘明 そのように、学生たちが出ていってしまうよと、若年層が転出傾向にあるという理由なんですけども、もちろん就職、大学等々があるかと思えますけども、そもそも大学、就職で出ていくという根本的な原因というのは、どういうところにあるかと思われませんか。

○市民環境部次長 市内において、就職、また就学先というところで、そういうところを選ぶようなところがなかなかないのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○吉田弘明 そうですね。私も香芝市内の経営者であったり、そういった方々と話をすると、なかなか学生の新卒が就業者として、就職として取れないんだという話を聞きます。一方で、学生たちは大企業を求めていっているというところがあるわけなんですけども、香芝市として、または商工会等々とタイアップして、学生たちに香芝市内で、奈良県内でもいいんですけども、仕事をしてもらおうと、そういうような活動支援というのはあるんでしょうか。

○市民環境部次長 奈良県内において、奈良市ですとか大和郡山市におきましては、例えば就学金の返還に関する補助金制度を設けているとか、あるいは奈良県においても従業員の就学金の返還を支援する中小企業に対して補助金制度を設けてございますが、こうした制度も一つ検討することによって、また市内中小企業の就職というのも、また一つ選んでいただけるといふような施策になるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○吉田弘明 そういったなかなか支援が今香芝としてはちょっと弱いという気はするんですけども、学生から見た就職に向けての社会生活に向けた問題、またひいては先ほど婚姻にも触れましたが、婚姻をするに至らない、そういった問題、こういった障害というか、学生から見た問題点というのは、何かないんでしょうか。

○市民環境部次長 婚姻という話が出ましたので、例えば晩婚化というような問題もございます。そうしたものにつきましては、実際の分析等は行っておりませんが、結婚相手がないとか、あるいは仕事の状況、また経済的な不安というようなところが、複数の原因があるかと思えます。また、就職につきましても同様に様々な要因があるというふうに

考えてございます。

以上でございます。

○吉田弘明 ありがとうございます。

学生から見れば、なかなか奨学金なんか足かせになってるよというところであったり、なかなか仕事が、奈良県内の中に一部上場に準ずるようなところもなかなかないみたいないところがあるかと思うんですけども、せんだって商工会長とお話をした中で、もしも学生たちが香芝市内で、具体的に我が社で働いてくれば奨学金を肩代わりしてもいいよと、こんな話が出たりするんですね。この話を実現していくとすれば、要は大学を出て、奨学金でなかなか将来が見渡せない、見通せない学生たちにとっては非常にプラスだと思いますし、新卒がなかなか取れないんだという香芝市内の経営者の困った声には朗報になるわけですし、また香芝市という自治体にとって、若い人たちが転出していくと、そういったことでまちの活力がなくなる、こういったものが一掃されるような気がするんですけども、こういった取組について進めていく、そんな意見があればどうですか。

○市民環境部次長 現在、本市では香芝市企業立地推進条例に基づきまして、新規雇用に係る雇用促進補助金を事業者に対して交付しておりますけれども、インターンの受入れを推進するような取組を検討しているほか、若者の新規就労を促進するような目的とした経済的な支援制度というのはございません。

本市市内において、若者の就労が増加することによりまして、本市においては、また移住・定住の促進でありましたり、まちの活性化、また市内の中小企業におきましては労働力の確保につながるなど、本市におきましても、また市内の中小企業におきましても、お互いに効果が見込めるものというふうに考えてございます。

こうしたことから、先行事例の制度内容について、検討調査を行いまして、香芝市商工会及び香芝市商工振興協議会とも意見を交換をしながら、支援制度の有効性につきまして、また研究を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○吉田弘明 ありがとうございます。

仮に、まだ私も今学生たちと話をすることが多くて、また就職相談なんかもするわけです。主に卒業を間近にしている学生たちは、いや、たちまち4月から奨学金ですわというような話があるわけです。仮に4年間で400万円の奨学金をもらっていて、これを返済していくとなれば、仮に月4万円だと単純に100か月、100か月は約8年と3か月ほどになるわけですから、この10年間、香芝の奨学金を支援してやるよという企業に勤めれば、非常にいい戦力にもなるし、また自分たちも将来が見渡せる、こういった内容になるんですね。

先ほど言いましたように、商工会の会長も非常に前向きで、何名かの会員様もいい話だなというお話もいただきました。市長でも、副市長でもいいんですが、こういった話、どうですかね、いい話だと思うんですけども。

○市長 私も東京の大学に行っていたということもございまして、社会人になった頃には

奨学金の債務が800万円ほどございまして、大変苦勞してきたものと自分では認識をしておりますし、現在も奨学金の返済はまだ完了してございません。若者にとりまして、学ぶに当たりまして、奨学金を借りて、その返済がずっと続くということにつきましては、子育て等も含めて、社会生活を営む上で大変な足かせであるというふうに認識しております。

本市独自の取組としてということにはなるとは思いますけれども、**企業にも一定のご負担をいただくような形であれば、本市としても何らかのそういった制度を創設することができるのではないかというふうには考えてございますので、またしっかりと研究をさせていただきます**と思っております。

以上でございます。

○吉田弘明 奨学金を今もというのは、非常にびっくりした次第です。実は、私ごとですが、娘も春から大学へ行くわけですが、奨学金をもらうようにしてございます。全員が全員というわけじゃないですが、望む企業と、そして乞う学生がいれば、それをマッチングしていくのは、市の役割ではないのかなという気もいたします。

どうか研さんを積んでいただいて、前に進めていただきたいなということをまずお願いしておきます。

続きまして、人口減をもたらす市の収入の頭打ちというところであります。

いろんな策を持っても将来的に微減、間違いなく令和元年から今年まで毎年少しずつ下がってきているのは事実ですし、いろんな知恵を働かさせても将来的には下がっていくんだろうという気がいたしました。

その中で、今回令和8年度もいろいろ市民に対しての無償化であったり、補助であったり、様々な市民が喜ぶような施策はありました、たくさんありました。これは、高く評価すべきだと思いますが、いわゆる増収化策、歳入をアップするというか、増収するという意味での予算化されたもの、もしも何かあったら教えてください。

○総務部次長 失礼いたします。税収ということでお答えをさせていただきます。

税目についての定めにつきましては、地方税法の規定により、条例に寄らなければならないとされておりまして、本市においては、普通税について香芝市税条例に規定しております。地方税において課することができるかとされている、例えば都市計画税などの目的税については、現在のところ条例に定めはなく、課してはございません。

以上です。

○吉田弘明 そこまでまだ話はしていないんですけどね。もうちょっと簡単に、例えば言うと、今回新しいプールができると。じゃあ、こういったネーミングライツなんていうのは考えなかったのか、考えられなかったのかということが、ふといろんな雑談の中で出てきたりもします。または、ふるさと納税をさらにアップしていく方策、さらにアップしていく方策はないのかと。それから、例えば企業立地をもう3社しようと、何社しようというような具体的な数字を持ってできないのかと。確かに、土地はないんだけど、AIだとかICT関係の業種に絞れば、そういった、少し時間はかかるものとかからないものがありますが、増

収策は考えられると思いますが、こういったアイデアというのは所管部門から出なかったんでしょうか。

○市長 新たな税目を設けるというところにつきましては、条例の制定等が必要ということになります。一方で、任意の協力をいただくという形で、特に開発行為等に伴って協力金を頂くというような制度づくり等の検討はさせていただきましたし、また開発行為に伴った、特に建築物の高さ制限の規制緩和をした部分等につきましては、主に事業者が利益を受けるわけですから、一定の負担金を徴収するというような制度検討自体は、かなり研究を深めて実施をしてきたところでございますが、現時点における結論としては、まだ時期尚早であろうということで、制度の実施には至っていないというところでございます。

以上でございます。

○吉田弘明 時期尚早というなお話もありましたけれども、増収というか、歳入の限界というのも一方で見据えながら進めていく必要があるのではないかなというふうにも思っています。

そこで、私、理事者側からは言いにくいかもしれませんが、本当の意味で、例えば五位堂の駅前で高さの制限が緩和されて45メートルになると。ここに新しい人が住んでくると。こういったところで、新たな手数料なのか、それは税という表現がいいのか分かりませんが、そういったものが賦課できないのか。または、今まで封印していた都市計画税というものについての考え方はいかがでしょうか。

○市長 先ほどの吉田議員の質問への答弁でございますが、特に先ほども申し上げました近鉄大阪線五位堂駅の北側におきまして、令和7年12月に都市計画の見直し、具体的には高度地区によります建築物の高さ制限の緩和をさせていただきました。これに伴いまして、開発等を促すような施策でございますけれども、主に利益を享受する事業者に対しまして、その周辺の道路整備であったり、人口増に伴う学校施設等の整備等であったり、公共施設等整備協力金を課して徴収をするというような検討もさせていただきました。

しかしながら、なかなか令和7年12月に都市計画の見直しを図ったばかりでございますので、今後のそういった開発等の動きがいたずらに抑制されるおそれもあるというところで、少なくとも現時点では時期尚早であるというふうに考えてございまして、現時点では見送っているところでございます。

ただ、数年後には、その時点ですぐにということではなくて、数年前から予告するような形で公共施設等整備協力金を課すというような制度を導入するかどうかということも、現状において検討を続けてまいりたいというふうに考えてございます。

また、都市計画税ということになりますと、市内の市街化区域に対しまして一律に課されるということが通常でございますので、そうなりますと広く市民の皆様のご負担が増えるということになりますので、都市計画税の創設というところにつきましては、現時点では考えていないというところでございます。

以上でございます。

○吉田弘明 仮に、0.3%だったと思いますが、これを徴収するとすれば、どういった額が試算されますか。

○総務部次長 失礼いたします。おっしゃるとおり、上限額が0.3%でございますので、その場合、年間6億7,000万円でございます。

○吉田弘明 都市創造部長、この金額を聞いてどう感じられますか。

○都市創造部長 6億7,000万円という数字でございますけど、これ一般財源の部分に入ってくると思います。これだけのお金があれば、確かにインフラ整備をするのには大分助かると思いますけど、やはり市民の皆様のご負担になる部分もございますので、そこについては、市長も答弁されましたけども、現時点では考えていない状況でございます。

以上です。

○吉田弘明 分かりました。

これも参考までに聞きたいんですけども、例えばこれを3年だけ賦課するというような時限立法は可能なのか。また、それが、例えば令和9年以降、取得された方のみ賦課っていうのは可能なのか、これどうですかね。不可能ですか。

○市長 時限的に賦課徴収をしていくということは、条例の規定によっては可能であるとは思いますが、恐らく総務省との協議等も必要になるというようなところで、なかなかそういったところは受け入れていただきにくいような気はしております。

ただ、できることはできるんだろうとは思いますが。

以上でございます。

○吉田弘明 私も市民の代表なので、決して増税というか、そういったものを求めているわけではありませんが、一方で一定の人口の頭打ちが目に見えてくる、または歳入にも限界がある中で、どっかでこれ判断をしなきゃいけない時期があるんじゃないかと。ほかの市町村、圧倒的に都市計画税を取ってるところが多いわけですから、そういったことにも勇気を持って踏み込む時期が来るということをここで申し上げておきたいと思います。

その背景には、やはり様々な都市計画が香芝は盛りだくさんです。今言われました五位堂駅の南側もそうですし、今後様々なところでも計画があるという中で、あえて申し上げたというところでご理解ください。

もう一つ、以前、家庭用ごみの処理の有料化を検討していたと聞きますが、現在はどうか。

○市民環境部次長 現在においては検討してございません。

以上でございます。

○吉田弘明 ごみの有料化については、市民に対するごみの発生抑制につながる環境対策でもあるわけですし、実際もう既にこれも近隣市町村では有料化にとっくに走っているわけですね。逆に言えば、これは香芝のいいところでもあるわけですし、市民に喜ばれていることもあります。

これも同じ質問なんですけど、一定のところでの判断というのは必要になってきます。仮

に、今後の増収策として効果があるわけですが、これはどのように考えてますか。

○市民環境部次長 現在、本市ではごみの収集につきましては、家庭ごみの処理の収集につきましては、拠点収集を基本としてございますが、奈良県内の可燃ごみの処理を有料化している多くの市町村におきましては、ごみの集積場の清掃の問題ですとか指定ごみ袋以外で排出されたごみの収集などに当たって、混乱が生じるおそれがあることなどから、戸別収集をしてございます。

本市が戸別収集することといたしまして、可燃ごみの処理を有料化した場合には、手数料の収入は見込めるものの、それに伴いまして収集に係る経費が大幅に増加することが明らかでございますので、結果的には財源の確保、増収というところにはつながらないものと思料してございます。

以上でございます。

○吉田弘明 何となくこういい方向で行っても、結果的に収支を考えると赤字になっちゃうというところですから理解はするんですけども、この理由がまかり通れば、ある意味、永久にという表現はちょっとあれですが、無料で居続けなきゃいけないという理解でいいんでしょうか。

○市民環境部次長 今後、ごみの有料化の検討というところ、有料化の導入というところにつきましては、ごみの排出抑制でございましたり、分別排出の促進を主な目的といたしまして、例えば一般廃棄物処理基本計画の更新の時期ですとか、今後想定をされますプラスチック資源の分別収集及び再商品化に必要な措置を講ずることが義務化されるなど、こうした時期に改めて検討する必要があるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○吉田弘明 もう少し分別が進んでからというような判断が必要だというふうに認識しました。

次に、もう一つ、粗大ごみ、これを処理するに於いての有料化、これについてどのように考えてらっしゃいますか。

○市民環境部次長 現在、粗大ごみにつきましては、家庭電気製品などの燃えないごみと同時にリクエスト方式により収集をしてございますので、粗大ごみの処理を有料化する場合には、燃えないごみの収集方法を併せて検討する必要があるということや、粗大ごみの不法投棄の発生につながるおそれもございますので、慎重に検討する必要があるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○吉田弘明 不法投棄等については、様々な先行事例があるので、そのあたりはそういったところを参考にしながらやっていく必要があると思うんです。

特に、大型ごみというか、粗大ごみについては、これこそある意味受益者負担の考え方はまるのかな、これの典型なのかなと思うんですけども、今後粗大ごみについての有料化、これ検討はしないんでしょうか。

○吉田弘明 粗大ごみの有料化っていうのは、今後どのタイミングで検討し、進めていくのかを教えてください。

○市民環境部次長 こちらにつきましても、先ほどの繰り返しのご答弁になりますけれども、一般廃棄物の処理基本計画の更新ですとか、様々な分別が義務化されるというようなタイミング、そういった時期をもって、また改めて検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○吉田弘明 今回は、税の増収策というか、市の歳入の拡大について、一般ごみの有料化であったり、こういった形、都市計画税ということで聞いてまいりました。

令和8年度の予算においても多額の投資計画があって、また市債の総額も大幅に増える予測が見られるわけです。一方で、人口減少の歯止めはなかなか利かないというところ、香芝市がダウンサイジングされていくというようなところがやや見られます、残念ながら。

新たな施策は、一方で待ったなしというところではありますが、私は勇気を持って増収策、市民に提示すべき時期が近づいてきてるんじゃないかなということを申し上げておきたいわけです。決して市民を苦しめたり、増税というようなことではありませんが、お花畑ばかりじゃないだろうという気もいたします。こういったことも見据えて、今後長期的な視野を持って進めていっていただきたいなというふうに思います。

「市内の安全な道路と改正道路交通法について」

○吉田弘明 続きまして、大きな2番、市内の安全な道路と改正道路交通法についてを伺ってまいります。

先ほど、川畑議員のほうからいろいろ質問がありましたので、このあたりは割愛させていただきますが、まず改正道路交通法の全体像ですが、これまでとの大きな違い、ポイントというのはどういうところでしょうか。

○都市創造部長 大きなところで言いますと、自転車の違反で、青切符ですね、交通反則通告制度が適用されるということでございます。

以上です。

○吉田弘明 そうですね。1つは、自転車の交通違反というところと、もう一つは生活道路における時速30キロメートル制限と、大きく2つなかなという気がいたしますけれども、先ほど質問の中で、青切符だ、赤切符だという話が出ましたが、我々運転免許を持つて人間にとって、この赤切符、青切符というのは、ああ、そうかと。そして、少なからずともいろんな道路交通法が、100とは言わないですけども、大体七、八割は頭に入って、ふだんから行動しているわけですけども、今回対象になる小学校、中学校、高校、そして高齢者の方々に、運転免許のない人にとって、そもそもこれ何のことか分かんないんじゃないかなという気がするんですね。

その上でですが、今回先ほど交通違反制度の適用される反則行為にどんなものがありますかというところで、携帯だ、イヤホンだ、歩道通行だ、信号無視だ、いろいろおっしゃられたんですけども、質問なんです、例えば雨の日の傘差し運転、それから一方通行の自転車での逆走、これは処罰になるのでしょうか。

○都市創造部長 議員おっしゃるとおりで、傘差しについては反則行為になるということでございます。一方通行についても同様でございます。

以上でございます。

○吉田弘明 ですよ。そうすると、小中学校とか、ふだん運転免許を持ってない方にとって、自転車で一方通行、逆走していくなんてというのは本当に普通の行為だったと思うんですね、雨降りの傘差しについては、ある程度理解されているかもしれませんが、一方通行にしてはそれほど、自転車で逆走なんて今まで私自身も何回もやってたような気がいたします。そういったこともあろうかなと。

もう一方、歩道と自転車の併用する道というか、これは香芝には存在しているのでしょうか。

○都市創造部長 おっしゃっていただいているのは、自転車歩行者道のことでございますでしょうか。一部でございます。

以上です。

○吉田弘明 一部あると。差し支えなければどの辺りか、そしてその設定というのは幅はどのぐらいの幅になるのかというところを教えてください。

○都市創造部長 代表的なところで言いますと、かつらぎの道の部分が自転車歩行者道でございます。あそこについては、幅員はかなり広い状態でございますけど、通常であれば自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては4メートル以上、その他な道路にあつては3メートル以上とするものとなっております。

以上でございます。

○吉田弘明 なるほど。あと、広陵町に向かうというか、広陵町から来る道の中で、一部自転車専用のラインを引いた道なんかがあるんですけども、ああいったものも香芝には今現在ないのでしょうか。

○都市創造部長 自転車専用通行帯につきましては、本市にはございません。

以上です。

○吉田弘明 今現在ないということでございます。

ということは、今、対自転車に対するそれを知らしめる標識というか、自転車に乗ってる方が注意を感じる、そういった標識というのは全くないという理解でしょうか。

○市長 先ほどからお尋ねの自転車と歩行者が混在する形で通行を許される部分というところは、幾つか種類がございます。

まず、道路法第48条の13第2項に基づく自転車歩行者専用道路、また道路交通法第8条第1項に基づきまして、特定小型原動機付自転車、自転車及び歩行者用道路、また道路交通法

第17条の2第1項第2項に基づきまして行われる特殊特定小型原動機付自転車、普通自転車、歩道通行可の規制、また道路交通法第63条の4第1項第1号、第2項に基づきまして規制されます特例特定小型原動機付自転車、普通自転車の歩道通行部分という、こういったものの交通規制という形でのその在り方が設定されるわけですが、これらはいずれも道路標識の設置が義務づけられてございますので、その当該箇所につきましては道路標識が設けられているということでございます。

また併せまして、議員お尋ねの普通自転車専用通行帯、これも道路交通法第20条第2項に基づくものだと思いますが、これにつきましても道路標識でありましたり、道路標示の設置が行われて設定されるものでございますので、道路にはその旨、分かりやすく規制表示をするということとなっております。

以上でございます。

○吉田弘明 分かりました。

あと、自転車の違反で取締りを受けた場合、いわゆる自動車運転免許に影響はあるのかどうか、教えてください。

○都市創造部長 免許証には影響はございません。

以上でございます。

○吉田弘明 ないということですが、いわゆる重大な交通事故に起因するもの、例えば飲酒で運転しているとか、そういった類いのものについても関係ないという理解でいいのでしょうか。

○都市創造部長 あまりにも悪質な場合については、刑事罰もございます。

以上でございます。

○吉田弘明 なるほど。いわゆる赤切符が交付される、そういった違反というのはどういった違反になるのでしょうか。

○市長 交通反則通告制度が適用されない交通違反につきましては、青切符が切られるわけではございませんので、これに当たらないものとしたしましては、例えば酒酔い運転等の悪質な交通違反につきましては、交通反則通告制度の適用の対象ではございませんので、いわゆる赤切符、刑事罰が科されるということになります。

以上でございます。

○吉田弘明 念のために聞いたわけなんですけども、それよりも軽い違反で、携帯電話を使いながらとかイヤホンをしている、歩道を使っちゃうと。今香芝にはほとんど歩行者と自転車が兼用できる道は、ほぼないということですから、歩道への乗り入れというのはよく考えられると。あと、大きな信号は考えられませんが、非常に交通量の少ないところでの信号無視、それから先ほど言った一方通行の逆走、あと無灯火、あと止まれのところでは一時停止をしない、2人乗り等々、こういったことを考えると、若いからとは言えませんが、中学生、小学生なんていうのは非常に考えるわけです。

先ほど、川畑議員の質問の中に15歳以下の対象についてはどうするんだという中で、い

や、タブレットだ、保護者を対象にして案内してる等々があるんですけども、教育委員会としてこういった小中学生への周知というのは、十分だと考えてらっしゃいますか。

○**教育部次長** 一度限りの周知では必ずしも十分であるとは考えられませんので、今後も市長部局や警察等と協力しながら交通安全教室等で啓発を続けてまいりたいと思います。

○**吉田弘明** そうですね。特に、自転車で通学される子供たちには、これはタブレットのところじゃなくて、しっかり集めて口頭でしっかりと説明しないと、勘違いしてミスしちゃう可能性が高いと思うんですよ。そういった意味で、今されているのか、計画がなければぜひひしてほしいんですけど、いかがですか。

○**教育部次長** いわゆる青切符に特定したものではありませんけれども、今言っていたように自転車通学生徒についての交通安全指導というのは、例年行っております。

○**吉田弘明** 要は、簡単に自転車通学を春から、または今もしている子供たちがいると思うんですね。この子供たちには、特にしっかりとこういう場合が勘違いするかもしれないけど違反になるんだよっていうことを周知というか、理解させないといけないんじゃないですかと。そういう計画はありますか、計画がなければ、そういう場を設けて進めてほしいということを申し上げてます。いかがですか。

○**教育部次長** すいません。聞こえなくて。

今回の青切符のことに特化したものではなくて、自転車での交通安全という意味では、自転車通学の生徒たちを中心に例年行っております。今後も引き続き継続していくことになります。

○**吉田弘明** 別に揚げ足を取るわけじゃないんですけど、例年じゃなくて、今回は法律が変わったのでしっかりやってくださいとお願いしているので、答弁については法律が変わったので、そういうポイントをしっかりと伝えるように自転車通学者たちには話をしていく、説明をしていくというふうにお答えをいただきましたかということをお伝えします。

もう一つ、要は今年度は特に予算の中では見切れなかったんですけど、教育委員会の中で今後市のインフラ、道路、自転車道の確保をしてほしいとか、こういうようなものをできるように見通してほしいとか、市の要望にしっかりと教育委員会からもしていただいて、普通遊んでいるときの生徒の自転車の利用の仕方、通学用の自転車の利用の仕方についても、そういったまちのインフラが整うような要望もしっかりやっていただきたいなというふうに思うんです。

これ結構緊張感を持ってやらないと、こんなはずじゃなかったということがあっちゃいけないので、あえて今回注意喚起として出してまいりました。

そして、市民がよく勘違いする可能性が高い違反、それはどんなことがありますか。

○**都市創造部長** 市民が勘違いする可能性が高いものでございますけども、携帯電話の使用等、歩道通行、指定場所一時不停止等、イヤホン等を使用した音楽を聴きながらの運転など、少しくらいならと軽視されがちだった行為においては、特に注意が必要というふうに考えております。

以上です。

○吉田弘明 先日のニュースでこんなことがありました。交差点に向かって自転車が車のスペース、車両スペースのところを信号に向かって走っていたと。前が青だったので、自転車はそれを真っすぐ直進していったと。そうすると、警察に待たされたを掛けられて青切符の対象となったと。これなぜなんだと。これ全然問題ないじゃないかと思うんですけども、実は車道の横に先ほど言った自転車と歩行者が兼用できる歩道、これがあるわけです。そうすると、青信号で判断するんじゃなくて、その横にある、要は歩行者専用の信号、これが赤であつたら自転車は直進できないというルールがあるんですね。ですから、自転車に乗ってる仮に私でも、前が青だからといってそのまま真っすぐ行っちゃいけないと。並行しているその道が、歩道がここ自転車が走っていい道であれば、青に反応するわけじゃなくて、歩行者専用の点滅、その信号の青のときにしか渡れない。要は、歩行者と同じタイミングでしか渡れないと。自動車と同じような青で走り抜けると、これ青切符、信号無視になるんだということがニュースとして出ておりました。えっという感じですね。

たまたま香芝には、今そういった兼用の道はないということですけども、こういったことも青切符の対象になるんだということを考えると、結構寝耳に水だなという気はいたしました。

法律はあるけれども、自転車の通行路、そして併用歩道がそもそもないので、今後それについての整備というのは頭に入れながら道路行政を進めていっていただきたいなというふうに思います。

次に、もう一つの道路改正法についての話なんですけども、もう既に公布はされています、今年の9月1日から施行されるわけですけども、生活道路の時速60キロメートルから30キロメートルに引き下げられるというところなんですけども、香芝市のスポーツ公園に通じる道ですね、尼寺からスポーツ公園まで。あの道については、どういうふうな理解をすればいいのでしょうか。

○都市創造部長 スポーツ公園に接続する都市計画道路尼寺関屋線市道1-52線は、中央線を設置しており、最高速度は60キロメートル毎時の道路でございます。

以上です。

○吉田弘明 60キロメートルのままですよということですね。

私もよく白鳳台のほうには参る機会があつて、尼寺のT字の交差点から西に向かってプールまで行く道があるわけですけども、上りも信号がありませんから、まあまあスピードが出ますし、下りにいたってはかなりのスピードが出るんですけども、そういったところの計測というか、危険度チェックというのはされたことはあるのでしょうか。

○都市創造部長 令和8年2月20日に車両の交通量調査をするのと同時に、令和8年2月25日に車両の走行速度の計測を実施しております。

以上でございます。

○吉田弘明 その結果はどうだったのか、そしてその結果を踏まえて、どんな考えを持って

いらっしゃるのかをお聞きしたいと思います。いかがですか。

○都市創造部長 車両速度を計測させていただきましたけど、60キロ以上の車は1台でございました。

以上でございます。

○吉田弘明 細かい数値は、この前見させていただきましたけども、確かに60キロを超えたのは1台だということなんですけども、結構50台のスピードっていうのも、40台後半も結構ございましたので、坂道であるということと、もう一方でブレーキが利きにくいと、坂道であるがゆえにね。そういったことも踏まえて、注意喚起が必要じゃないかなというふうには感じます。

また、理解していただいたらありがたいんですけども、中間のところ、公園から下りてくる道と尼寺の交差点から西へ向かう道で、車と自転車かな、衝突事故が発生したというところで白鳳台の住民の方から連絡がございまして、かなり危ないと。その事故発生現場、または過去の発生数なんか分かれば教えてください。

○都市創造部長 すいません。発生数については、今数字を持ち合わせておりません。すいません、失礼します。

○吉田弘明 これは、住民の方から聞いた数字なので、正確かどうかは分かりませんが、2年ほどで4件ぐらいあったというような話も聞いてございます。

なぜこの白鳳台のことについて話を申し上げてるかということ、この春からプールがまずできるということで、新たにバスも走っていくということ。そして、市の考えどおり人気のプールになれば、さらに夏に向けてそこを利用される方が増えてくると。または、今後スポーツ公園が充実すればするほどこの通行量が増えてきます。

そういった意味で、信号の設置とか、または時速60キロという信号のない状態において、何かこれ対策がないのかということ住民の方から声が出ているわけですけども、今すぐではなくても、今後の考え方について分かれば教えてください。

○都市創造部長 当該交差点は、交差点を赤く塗装して注意喚起を図っております。通行車両については、法定速度遵守して走行することが求められるものと考えており、それが遵守されるよう、道路環境を整えていくとともに、その他に本市が実施できる注意喚起の手法について、香芝警察署と現在協議しているところでございます。

以上です。

○吉田弘明 ありがとうございます。

ぜひとも、白鳳台というのは道路改正法で結構影響も見られるような象徴的な場所でありまして、香芝市内において生活道路がいろんな抜け道になって、結構なスピードで走っているところがありました。その生活道路は30キロ以内になりますから、それが収まるかどうか非常に心配しているところなんですけども、こういった香芝市全体の安全な道づくり、道路行政についてしっかり進めていただけるようお願いしておきたいと思っております。

これで質問は全てなんですけど、今回は人口減少の諸問題において、若者の流出歯止め、そ

して歳入減に伴う今後の施策の提案、2つ目は道路改正、今申し上げた未整備の自転車道路の整備と市民への周知、そして生活道路への対応というところでお話をさせていただきました。

いろいろ唐突な質問もありましたが、丁寧に質問にお答えいただきまして、ありがとうございます。これにおいて、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。